

小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、法第34条第1項の規定に基づき設置する市対策本部（以下単に「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

**第2条** 対策本部の名称は、小金井市新型インフルエンザ等対策本部とする。

(組織)

**第3条** 対策本部長は、対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるとき、又は対策本部長が欠けたときは、あらかじめ対策本部長が指名する副本部長が、その職務を代理する。
- 3 本部員（副本部長を除く。）は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に対策本部長、副本部長及び本部員のほか、これらの者の事務を補助させるため、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

**第4条** 対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 対策本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第5条** 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、対策本部長が指名する本部員をもってこれに充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、[小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例\(平成 25 年条例第 28 号。以下「条例」という。\)](#)

[第6条](#)の規定に基づき、小金井市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部会議の審議事項)

**第2条** 対策本部長が招集する会議において、次の事項について対策本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 発生段階に応じた市の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関すること。
- (9) 東京都、市区町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- (10) 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(対策本部長)

**第3条** 対策本部長は、市長をもって充てる。

(副本部長)

**第4条** 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 [条例第3条第2項](#)の規定により副本部長が対策本部長の職務を代理する場合は、第1副市長、第2副市長、教育長の順序によりこれを行うものとする。

(本部員)

**第5条** 本部員は、企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、地域安全課長、健康課長及び東京消防庁小金井消防署長又はその指定する消防吏員をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、対策本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

3 本部員に事故があるときは、本部員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

- [改正注記](#)
- [条沿革](#)

(職務権限)

**第6条** 対策本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(庶務)

**第7条** 対策本部の庶務は、福祉保健部健康課が行い、総務部地域安全課がこれを補佐する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

### 第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）

**第二十二条 第十五条第一項**の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

•  
•  
•

（都道府県対策本部の組織）

**第二十三条** 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあつては、**第四号**に掲げる者を除く。）をもって充てる。

一 副知事

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視総監又は道府県警察本部長

四 特別区の消防長

五 **前各号**に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者

3 都道府県対策本部に副本部長を置き、**前項**の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

•  
•

（都道府県対策本部長の権限）

**第二十四条** 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 **前項**の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（**第三十三条第二項**において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行

政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、**第一項**の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、**第一項**の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

•  
•

(都道府県対策本部の廃止)

**第二十五条 第二十一条第一項**の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

•  
•

(条例への委任)

**第二十六条 第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項**に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

#### 第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

##### 第一節 通則

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

**第三十四条** 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

•

(市町村対策本部の組織)

**第三十五条** 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

**第三十六条** 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

•  
•  
(準用)

**第三十七条** **第二十五条**及び**第二十六条**の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、**第二十五条**中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、**第二十六条**中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

•  
•  
(特定都道府県知事による代行)

**第三十八条** その区域の全部又は一部が**第三十二条第一項第二号**に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」という。)の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事(以下「特定都道府県知事」という。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から**前項**の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、**前項**の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 **第二項**の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

マスク管理表

R2.3.11現在

日付	業務支援系		支援系		配布数 (a+b)	在庫				備考(決定)		
	配布先	校数(a)	配布先	校数(b)		健康課 (新型インフル用)		地域安全課 (災害対策用)			東京都 障害児通所支援事業	
						大人用	子ども用	大人用	大人用		用途無指定 大人用	
—	—	—	—	—	—	81,000	5,000	44,800	1,000	2,000		
2月25日	主に窓口対応が多い職場14課	2,250	—	—	2,250	2,250	—	—	—	—	第3回対策会議(2月25日) ・包括5園を含む	
3月2日	—	—	医師会・歯科医師会	2,000	2,000	2,000	—	—	—	—	第7回対策本部(3月2日)	
3月4日	市役所全職課 (指定管理者等を含む市全施設)	11,400	公立を除く市内全保育施設(58園)	5,750	17,150	17,150	—	—	—	—	第9回対策本部(3月4日) ・全保育施設63園(公立5園含む)	
3月5日	包括支援センター5園(追加分)	500	福祉事業所及び介護施設	38,500	39,000	39,000	—	—	—	—	第10回対策本部(3月5日) ・58福祉事業所※ ・14S介護事業所(包括5園を含む) 合計207事業所	
3月5日	卒業式(公立小・中学校14校)	2,100	—	—	2,100	1,400	700	—	—	—	第10回対策本部(3月5日) ・大人用:1校100枚ずつ(14校) ・子供用:1校50枚ずつ(14校)	
3月6日	—	—	福祉施設及び医師会・歯科医師会	—	19,200	19,200	—	—	—	—	第12回対策本部(3月6日) ・権利擁護センター(200枚) ・医師会(9,500枚) ・歯科医師会(9,500枚)	
3月9日	公立小学校9校	900	障害児通所(福祉事業所)	1,000	1,900	—	—	—	1,000	900	第14回対策本部(3月9日) ・障害児通所(11福祉事業所)※追加 ・公立小学校1校:100枚ずつ	
3月11日	—	—	医師会・歯科医師会及び薬剤師会	1,100	1,100	—	—	—	—	1,100	第16回対策本部(3月11日) ・医師会 300枚 ・歯科医師会 300枚 ・薬剤師会 500枚	
配布数						残数						備考
	—	17,150	—	48,350	84,700	0	4,300	44,800	0	0		



# 案

事務連絡  
令和2年3月16日

(宛先) 管理職 各位

小金井市新型インフルエンザ等対策本部  
本部長 西岡 真一郎  
(公印省略)

## ピューラックス (消毒液) による消毒の実施及び物品の配布について

令和2年3月13日(金)に開催された小金井市新型インフルエンザ等対策本部(旧:新型コロナウイルス対策本部)において、庁舎内等におけるピューラックス(消毒液)による消毒の実施が決定しました。

つきましては、新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止のため、下記の注意事項等にご留意のうえ、消毒をお願いいたします。

物品に配布につきましては、3月17日(火)から配布しますので、各課(2名程度)におかれましては、袋等を持参の上、地域安全課までお越しくいただけますようお願いいたします。

なお、学校、公民館等の出先機関につきましては、3月18日(水)から配布を行いますので、地域安全課まで必ずご連絡の上、ご来庁いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 消毒実施開始日

令和2年3月18日(水)からしばらくの間

### 2 消毒場所

- (1) 各課カウンター他、人が触れる箇所、ドアノブ(トイレ含む)
- (2) 共用部分(トイレ、会議室及び給湯機設置スペース等)

※ 各フロアの代表課を庶務担当課に指定させていただきます。庶務担当課

(①本庁舎1階:総務課、2階:広報秘書課、4階:議会事務局、

②第二庁舎1階:市民課、2階:保険年金課、3階:市民税課、4階:環境政策課、5階:都市計画課、6階:監査委員会事務局、7階:庶務課)

は、日ごとに消毒する課を決定し、実施してください。一つの課や特定の

西方舎は

非労働者

対象は正職・再任用

人にのみ負担を強いるようなことはお止めください。

※ 本庁舎3階及び第二庁舎8階は各フロアでローテーション（別紙のとおり）をお願いします。

### 3 実施時間

原則業務開始1時間前程度

※実施者は時差出勤制度を活用してください。

### 4 消毒作業に必要な物品等

(1) ピューラックス（消毒液） 各フロア1つ

※置き場所等は給湯器施設等のスペースを利用してください。

(2) 手袋 2双（2名分）

(3) 雑巾 4枚（水拭き用及び乾拭き用：各2枚）

(4) 空ペットボトル（水飲料）※ご自身で用意していただいても結構です。

(5) エプロン

※ (5)の入荷日が未定となっておりますことから、エプロンが入荷されるまでの間は、消毒作業の際には作業着等の汚れても支障のない服装で実施してください。ピューラックス（消毒液）の飛沫等が衣類に付着すると、強力な漂白力があるため脱色しますのでご注意ください。

### 5 希釈液の作り方と消毒方法及び注意点

【ピューラックス原液からペットボトルを使用した希釈液の作り方】

事前に各フロア代表者による講習会を実施しております（別紙のとおり）ので、作成方法等については、講習会出席者に確認してください。

(1) 職員課から支給されている作業着等の汚れても支障のない服装に着替える。（エプロンは今後配布予定。）

(2) 手袋をする。

(3) 5.00mlのペットボトルにペットボトルキャップ（蓋）半分の量のピューラックス（消毒液）原液を入れる。（ピューラックス（消毒液）のボトルのキャップではありませんので、ご注意ください。）

(5) 水5.00mlを入れて希釈液を作る。（先に水を入れてからでも可）

(6) 希釈液を雑巾に振りかけ、消毒する部分を拭く。

（注意：素手で触るとかぶれます。）

（注意：10分間触らない。）

(7) 10分後に水拭きをする。

(8) 水拭きした部分を乾拭きする。

- (9) 希釈液が余った場合は、取り置きが出来ないので、その都度捨ててください。(どれくらいの量を使うかは、消毒する部分の広さにより変わりますので、希釈液を作る量は、その都度ご判断ください。)
- (10) 使用した全ての雑巾を水洗いして、次の消毒時間に備える。
- (11) 鉄、ブリキ、銅などの大部分の金属類はサビますのでご注意ください。
- (12) 希釈液を噴霧するなどの方法では、絶対に使用しないでください。  
(ミスト状になった希釈液を吸い込んでしまうと健康被害につながる可能性があるため危険です。)

共用部分(会議室等)消毒担当フロア

		本庁舎3階	第二庁舎8階
		担当フロア	
3月18日	水	1階	1階
3月19日	木	2階	2階
3月23日	月	4階	3階
3月24日	火	1階	4階
3月25日	水	2階	5階
3月26日	木	4階	6階
3月27日	金	1階	7階
3月30日	月	2階	1階
3月31日	火	4階	2階
4月1日	水	1階	3階
4月2日	木	2階	4階
4月3日	金	4階	5階
4月6日	月	1階	6階
4月7日	火	2階	7階
4月8日	水	4階	1階
4月9日	木	1階	2階
4月10日	金	2階	3階
4月13日	月	4階	4階
4月14日	火	1階	5階
4月15日	水	2階	6階
4月16日	木	4階	7階



コミュニティ文化課が所管する施設の臨時休館（継続等）について

- 小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）：臨時休館
- 集会施設：臨時対応期間中の新規貸出しを中止
- はけの森美術館：所蔵作品展の会期を4月1日～5月10日に変更（3月31日まで休館）

施設名	臨時の対応をとる期間	通常の休館日
小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	3月18日～3月31日 (17日は休館日)	2・3 火曜
市民会館（萌え木ホール）	3月16日～3月31日	2・4 火曜
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	3月16日～3月31日	2・4 木曜
前原暫定集会施設	3月16日～3月31日	2・4 月曜
婦人会館	3月16日～3月31日	2・4 月曜
上之原会館	3月16日～3月31日	2・4 月曜
前原町西之台会館	3月16日～3月31日	2・4 水曜
桜町上水会館	3月16日～3月31日	2・4 水曜
貫井北町集会所	3月16日～3月31日	水曜
貫井北町中之久保集会所	3月16日～3月31日	月曜
前原町丸山台集会所	3月16日～3月31日	月曜
貫井南町三楽集会所	3月16日～3月31日	水曜
東町友愛会館	3月16日～3月31日	月曜
中町桜並集会所	3月16日～3月31日	月曜
貫井北五集会所	3月16日～3月31日	月曜
中町天神前集会所	3月16日～3月31日	水曜
東町集会所（東センター内）	3月16日～3月31日	1・3 火曜
はけの森美術館	3月22日から5月10日までの会期を 4月1日から5月10日までに変更	月曜

## 新型コロナウイルス感染症に係る衛生資材等調査結果(市内介護事業所)

- 調査期間: 令和2年3月4日～11日
- 調査対象: 市内介護事業所(117事業所)にメール送信
- 回答数: 45
- 回答率: 38%

### 1 衛生資材調査(調査の時点は、原則、令和2年3月1日)

※ 1法人で複数の事業を運営している場合は、各事業別での回答

#### (1) マスクの在庫状況について(該当する項目に1つ○)

設問項目	集計	割合
足りている(3か月以上)	1	2%
足りている(1か月以上3か月未満)	13	29%
足りている(半月以上1か月未満)	10	22%
足りている(半月未満)	8	18%
不足している(代用品を活用)	6	13%
その他	7	16%
合計	45	100%

#### (2) アルコール消毒薬について(該当する項目に1つ○)

設問項目	集計	割合
足りている(3か月以上)	1	2%
足りている(1か月以上3か月未満)	12	27%
足りている(半月以上1か月未満)	15	33%
足りている(半月未満)	4	9%
不足している(代用品を活用)	9	20%
その他	4	9%
合計	45	100%

#### (3) その他、事業継続において必要な資材の状況について(自由記入)

ハンドペーパー、防護具、携帯用スプレー・ボトル、トイレ  
トペーパー、ティッシュ、おむつ、ビニール手袋、体温計、  
エプロン

### 2 主な意見・要望等(自由記入)

- ・自治体からのマスク・アルコール配布
- ・市からのマスク配布への感謝
- ・先行きへの不安
- ・マスク等の入手困難

#### 【総括】

●半月以上、マスク・アルコール消毒薬が足りていると回答した事業所が5割以上となっているものの、不足している事業者も2割程度おり、どの事業所においても入手困難なため日を迫うごとに減少している。  
●その他の必要な資材として、トイレトペーパー・ティッシュ等の紙製品、ビニール手袋、体温計等が上がっている。  
●市からのマスク提供については、多数の事業所から感謝の意があった。  
●現状は特に問題ない事業所も、先行きに対する不安を感じている事業所が多数あった。

## 市内地域密着型通所介護事業所における新型コロナウイルス感染症に係る利用状況調査 結果

- 調査数:22 事業所
- 調査方法:電話による聞き取り(令和2年3月13日)

### 1 利用控え等の状況について

特に影響なし	7
数名(1~3名)程度 利用控えあり	13
数名(4名以上) 利用控えあり	2
合 計	22

### 2 感染症対策について

- ・(通常時よりも多い)消毒の徹底
- ・利用者、従業員への検温
- ・施設内の換気
- ・外出控え



令和2年3月16日  
自立生活支援課

小金井市所管の障害者施設等・放課後等デイサービス事業所の新  
型コロナウイルス感染症対策等

新型コロナウイルス感染症：調査対象（17施設対象）

・障害者福祉センター（別表の「自立生活支援センター」は障害者福祉センター  
内にある）

- ・きらり（児童発達支援センター）
- ・そら（精神障害者地域生活支援センター）
- ・福祉共同作業所
- ・こころ（障害者就労支援センター）
- ・スペース楽・2（精神障害者（通院中の方）・地域活動支援センター）
- ・放課後等デイサービス事業所※
- ・児童発達支援事業所※

（合計11施設※放課後デイ単独4施設、放課後デイ・児童発達3施設、児童発  
達単独4施設）

調査項目

- 1 上記の施設の利用控えはあるかないかの確認
- 2 マスクの在庫状況
- 3 アルコール消毒液の在庫状況
- 4 マスク、アルコール消毒液以外の必要な資材はあるか。
- 5 感染症防止策は何か行っているか。
- 6 施設の消毒を行っているか。
- 7 何かお困りごとはあるか（自由意見）

令和2年3月 学童保育所児童出席状況

	在籍児数	3/2 (月)				3/3 (火)				3/4 (水)				3/5 (木)				3/6 (金)				3/7(土)				3/8(日)			
		A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C
		11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数
たまむし1		0	35	1	36	0	41	1	42	0	42	1	43	0	34	1	35	0	51	1	52				4				
たまむし2		0	25	0	25	0	22	0	22	0	27	0	27	0	21	0	21	0	26	0	26								
たまむし計	127	0	60	1	61	0	63	1	64	0	69	1	70	0	55	1	56	0	77	1	78	0	0	0	4	0	0	0	0
あかね1		1	44	0	45	0	42	1	43	0	37	1	38	0	45	1	46	0	45	2	47								
あかね2		0	32	0	32	0	35	1	36	0	37	1	38	0	34	0	34	0	31	4	35								
あかね3		0	26	0	26	0	22	0	22	0	24	0	24	0	26	0	26	0	28	0	28								
あかね計	188	1	102	0	103	0	99	2	101	0	98	2	100	0	105	1	106	0	104	6	110	0	0	0	0	0	0	0	0
ほんちょう1		0	32	0	32	0	30	0	30	0	31	0	31	0	32	0	32	0	28	0	28								
ほんちょう2		1	26	1	28	1	23	1	25	0	23	1	24	0	19	1	20	0	19	2	21								
ほんちょう計	91	1	58	0	60	1	53	1	55	0	54	1	55	0	51	1	52	0	47	2	49	0	0	0	0	0	0	0	0
さくらなみ1		0	43	0	43	0	35	0	35	0	40	0	40		35	0	35	0	40	0	40								
さくらなみ2		0	29	0	29	0	29	0	29	0	37	0	37		30	1	31	0	33	0	33								
さくらなみ計	121	0	72	0	72	0	64	0	64	0	77	0	77	0	65	1	66	0	73	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0
さわらび1		0	43	0	43	0	41	1	42	0	38	1	39		37	1	38	0	40	1	41								
さわらび2		0	21	0	21	0	21	0	21	0	24	0	24		21	0	21	0	21	0	21								
さわらび計	102	0	64	0	64	0	62	1	63	0	62	1	63	0	58	1	59	0	61	1	62	0	0	0	0	0	0	0	0
たけとんぼ1		2	31	0	33	0	29	0	29	0	29	0	29	0	27	0	27	0	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0
たけとんぼ2		0	19	0	19	0	21	0	21	0	19	0	19	0	19	0	19	0	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0
たけとんぼ計	92	2	50	0	52	0	50	0	50	0	48	0	48	0	46	0	46	0	49	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0
まえはら1		0	35	0	35	0	46	1	47	0	43	4	47	0	39	4	43	1	43	2	46								
まえはら2		0	17	0	17	0	22	0	22	0	21	0	21	0	22	0	22	0	19	2	21								
まえはら計	105	0	52	0	52	0	68	1	69	0	64	4	68	0	61	4	65	1	62	4	67	0	0	0	0	0	0	0	0
みどり1		0	38	0	38	0	39	0	39	0	40	0	40	0	40	0	40	0	42	0	42								
みどり2		0	18	0	18	0	21	0	21	0	18	0	18	0	16	0	16	0	19	0	19								
みどり計	97	0	56	0	56	0	60	0	60	0	58	0	58	0	56	0	56	0	61	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0
みなみ1		0	25	0	25	0	26	0	26	0	23	0	23	0	22	0	22	0	24	0	24								
みなみ2		0	20	0	20	0	25	0	25	0	22	0	22	0	19	0	19	0	18	0	18								
みなみ計	90	0	45	0	45	0	51	0	51	0	45	0	45	0	41	0	41	0	42	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0
全所 合計	1013	4	559	1	565	1	570	6	577	0	575	9	584	0	538	9	547	1	576	14	591	0	0	0	4	0	0	0	0

	在籍児数	3/9 (月)				3/10 (火)				3/11 (水)				3/12 (木)				3/13 (金)				3/14 (土)				3/15 (日)			
		A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C
		11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 →学保	11:30以降 学保受入	最大人数
たまむし1		0	46	0	46	0	41	2	43	0	51	5	56	0	38	2	40	0	42	1	43	0	42	1	43				
たまむし2		0	26	0	26	0	25	0	25	0	23	0	23	0	24	0	24	0	28	0	28	0	26	0	26				
たまむし計	127	0	72	0	72	0	66	2	68	0	74	5	79	0	62	2	64	0	70	1	71	0	68	1	69	0	0	0	0
あかね1		0	41	1	42		39	2	41		37	2	39		40	1	41	0	38	1	39								
あかね2		0	36	1	37		33	2	35		33	3	36		34	1	35	0	32	1	33								
あかね3		0	26	1	27		30	0	30		31	1	32		26	0	26	0	25	2	27								
あかね計	188	0	103	3	106	0	102	4	106	0	101	6	107	0	100	2	102	0	95	4	99	0	0	0	0	0	0	0	0
ほんちょう1			28	0	28		26	0	26		34	1	35		34	0	34		30	0	30								
ほんちょう2			21	1	22		21	1	22		22	2	24		24	1	25		18	1	19								
ほんちょう計	91	0	49	1	50	0	47	1	48	0	56	3	59	0	58	1	59	0	48	1	49	0	0	0	0	0	0	0	0
さくらなみ1		1	41	0	42	1	37	0	38	1	46	7	54	1	37	1	39	1	39	0	40								
さくらなみ2		0	31	1	32	0	31	1	32	0	37	7	44	0	30	0	30	0	30	1	31								
さくらなみ計	121	1	72	1	74	1	68	1	70	1	83	14	98	1	67	1	69	1	69	1	71	0	0	0	0	0	0	0	0
さわらび1			42		42		42	1	43		43	8	51		39	1	40	0	39	1	40								
さわらび2			19		19		23	0	23		25	3	28		22	0	22	0	22	0	22								
さわらび計	102	0	61	0	61	0	65	1	66	0	68	11	79	0	61	1	62	0	61	1	62	0	0	0	0	0	0	0	0
たけとんぼ1			34		34	0	29	0	29	0	40	3	43	0	27	0	27	0	30	0	30								
たけとんぼ2			14		14	0	19	0	19	0	25	1	26	0	20	0	20	0	14	0	14								
たけとんぼ計	92	0	48	0	48	0	48	0	48	0	65	4	69	0	47	0	47	0	44	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0
まえはら1		1	39	3	43	1	44	3	48	1	40	5	46	1	37	4	42	1	44	2	47								
まえはら2		0	20	3	23	0	23	0	23	0	25	0	25	0	23	2	25	0	25	3	28								
まえはら計	105	1	59	6	66	1	67	3	71	1	65	5	71	1	60	6	67	1	69	5	75	0	0	0	0	0	0	0	0
みどり1		0	41	0	41	0	36	0	36		43	0	43	1	39	0	40	0	42	0	42								
みどり2		0	20	0	20	0	18	0	18		21	1	22	0	24	0	24	1	18	0	19								
みどり計	97	0	61	0	61	0	54	0	54	0	64	1	65	1	63	0	64	1	60	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0
みなみ1		0	24	0	24		25	1	26		22	1	23		23	1	24	0	23	1	24								
みなみ2		0	20	0	20		20	0	20		22	0	22		19	0	19	0	16	0	16								
みなみ計	90	0	44	0	44	0	45	1	46	0	44	1	45		42	1	43	0	39	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0
全所 合計	1013	2	569	11	582	2	562	13	577	2	620	50	672	3	560	14	577	3	555	14	572	0	68	1	69	0	0	0	0

卒所を祝う会 (6所)





### 生涯学習部所管の社会教育施設の臨時休館（延長）について

3月9日の国の専門家会議において、新型コロナウイルス感染症については、依然として警戒を緩めることができないとの見解が示されたことを受け、3月10日、政府は、引き続き国内の急速な感染拡大を回避するために、極めて重要な時期にあることから、イベントの開催等については、今後、10日間程度の自粛継続を表明したところである。また、東京都は3月12日の対策会議において、緊急追加対策として、都が主催する大規模イベントについて、原則、延期または中止とする対応を今月中は継続するとしている。

これらの状況を踏まえ、市施設の臨時休館等の対応についても、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、今月末まで延長することとする。

#### 【対象施設】

施設名	期 間	対 応
図書館本館・別館、西之台会館 図書室 緑・東・貫井北分室	3月6日～3月16日 ⇒3月31日まで延長 3月6日～3月17日 ⇒3月31日まで延長	休館（予約資料貸し出しのための 臨時窓口を開設しています）
公民館本館、貫井南・東・緑・ 北分館	3月6日～3月15日 ⇒3月31日まで延長	期間中新規貸し出しを中止
文化財センター	3月6日～3月16日 ⇒3月31日まで延長	休館
総合体育館	3月6日～3月17日 ⇒3月31日まで延長	窓口を除き利用中止（トレーニング 室は3/2から利用中止）
栗山公園健康運動センター	3月6日～3月17日 ⇒3月31日まで延長	窓口を除き利用中止（トレーニング 室は3/2から利用中止）
一中クラブハウス・テニスコ ート	3月2日～3月25日 ⇒3月31日まで延長	開放中止
南中学校テニスコート夜間開 放	3月2日～3月25日 ⇒3月31日まで延長	開放中止
総合学院テクノスカレッジ体 育館開放	3月中	開放中止

※詳細は、市HP等にて掲載し周知を図ります。

日常的な新型コロナ対策・健康観察・消毒等の実施

職員感染者発覚

市長

新型コロナ対策会議

保健所・医師会

保健所・医師会との連携  
・本部開催時に保健所、医師会等の出席要請  
・職員勤務場所への保健所職員派遣要請  
・都の公表内容入手  
・市の広報内容事前提供

\* 確認後2時間を目安にして記者会見が必要

○職員の状況確認（濃厚感染者の特定に向けた指示・調査）  
○発表内容の確認  
・勤務場所 ・発覚した日時（それまでの経緯）  
・該当職員が感染したと思われる時期・場所の特定  
・対応状況（本人の入院処置・勤務場所の消毒等）

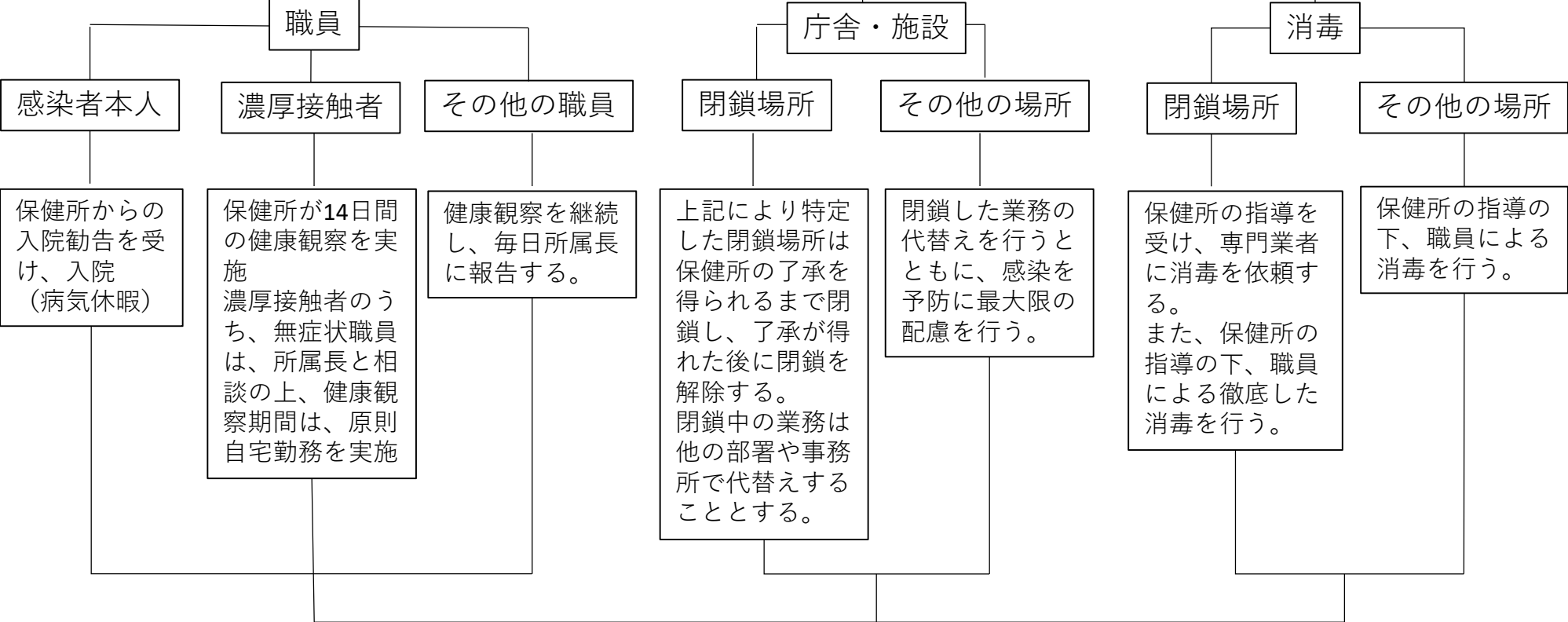
職員に感染者が出たこと及び当該部所の対応状況を周知する。（記者会見開催通知送付・ホームページ掲載同時）・庁舎前掲示

職員の行動範囲と特定するとともに、濃厚接触者の特定をして閉鎖場所の特定、及び、消毒計画を立案する。

○上記の内容が整理でき次第開催通知  
○同時にHPで周知（tuitta・安全安心メール）  
○同時に議会への報告  
\* 整理内容  
○QAの整理(保健所との連携を図る)  
・行動範囲（通勤を含む）  
・自覚症状の有無  
・マスク等感染予防の有無  
・濃厚感染者の範囲（業務内容）  
・その他（記者からの問い合わせ）  
\* この間の記者の取材に対しては、質問内容を聞き取り、回答は記者会見で行う旨を伝える。

○記者会見の体制  
・司会進行 広報秘書課長  
・説明者 市長  
・補助説明者 当該職員所属部署の部課長 福祉保健部長・健康課長

留意事項  
・職員の感染情報の公開は、プライバシーに十分配慮しつつ、市民の安全・安心につながるよう対応すること。  
・他部署の業務代替えは、当初の計画案に従い、市民生活への影響を最小限にするように、全職員が一体となって取り組むこととする。  
・感染予防に向けて、職員は不急不要の外出は極力自粛するとともに、感染予防対策である手洗い、咳エチケット、換気、睡眠を徹底する。



新型コロナ対策会議

保健所の指導の下、消毒の徹底、濃厚接触者の特定と対応等すべて完了したことを確認ののち、通常業務に戻る。



# いじめなど

# 困ったとき

# 相談は

小学生用

どこに電話をしても親切に話を聞いてもらえます。(小金井市教育委員会 令和2年3月)

いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談

## 東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)

フリーダイヤル

24時間対応 電話 0120-53-8288

<https://e-sodan.metro.tokyo.jp/>

【メール相談受付】東京都教育相談センターホームページの「メール相談」をクリック

いじめの問題やその他の子供に関する相談全般

## 24時間子供 SOSダイヤル (全国統一ダイヤル)

フリーダイヤル

24時間対応 電話 0120-0-78310

登校、子育て等、子供に関する相談全般

## よいこに電話相談 (東京都児童相談センター)

平日 9:00~21:00

土日祝日 9:00~17:00

(年末年始を除く) 聴覚言語障害者相談 FAX 03-3366-6036

電話 03-3366-4152

いじめ、体罰、虐待等の子供の権利侵害に関する相談

## 話してみなよ - 東京子供ネット - (子供の権利擁護専門相談事業)

平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く。)

フリーダイヤル はなして みなよ

電話 0120-874-374

いじめの防止と SNS の適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ

## 考えよう！いじめ・SNS@TOKYO

<http://ijime.metro.tokyo.jp/>

※「こころ空模様子エック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。また、こたエールのネット相談受付フォームにつながります。

子供の性格や行動、不登校、学校生活、子育て等に関する相談

## 小金井市教育相談所

月~土曜日 9:00~16:30

電話 042-384-2508・042-384-2097

非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談

## ヤング・テレホン・コーナー (監視庁 少年相談室)

月曜日から金曜日まで (8:30~17:15) は、専門の担当者 (心理職及び警察官) が対応、夜間及び土日祝日は宿直の警察官が対応

電話 03-3580-4970

子供の行動や心の発達等に関する相談

## こころの電話相談室

月~木 9:30~11:30、13:00~16:30 (東京都立小児総合医療センター)

(金土日祝日、年末年始を除く) 電話 042-312-8119

心の健康に関する相談

## こころの電話相談

### 東京都立中部総合精神保健福祉センター

(港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区)

電話 03-3302-7711

### 東京都立精神保健福祉センター

(千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域)

電話 03-3834-4102

### 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

(多摩地域) 電話 042-371-5560

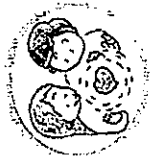
平日 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く。) ※各センターとも同じ

ネット・ケータイのトラブル相談

こたエール <http://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

月~土曜日 15:00~21:00 (祝日・年末年始を除く) 【電話 0120-1-78302】





# はじめなぞ

# 困ったとき相談は

中学生用

どこに電話をしても親切に話を聞いてもらえます。(小金井市教育委員会 令和2年3月)

**東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)**  
24時間対応(フリーダイヤル) 電話 0120-53-8288  
<https://e-sodan.metro.tokyo.jp/>

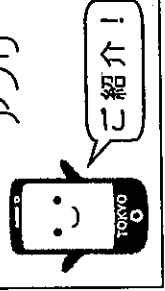
【メール相談受付】東京都教育相談センターホームページの「区」相談をクリック

**24時間子供SOSダイヤル (全国統一ダイヤル)**  
フリーダイヤル なやみ言おう  
電話 0120-0-78310

**よいこに電話相談 (東京都児童相談センター)**  
平日 9:00~21:00 電話 03-3366-4152  
土日祝日 9:00~17:00 電話 03-3366-6036  
(年末年始を除く) 聴覚言語障害者相談  
**話してみなよー東京子供ネット (子供の権利擁護専門相談事業)**  
平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く)  
フリーダイヤル はなして みなよ  
電話 0120-874-374

**考えよう! いじめ・SNS@TOKYO** <http://ijime.metro.tokyo.jp/>  
いじめの防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイトをアプリ  
**こたエール** <http://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>  
ネット・ケータイのトラブル相談  
月~土曜日 15:00~21:00(祝日・年末年始を除く) 【電話 0120-1-78302】  
【メール相談受付】東京都民安全推進本部HP「こたえーる」の「区」相談をクリック 24時間受付中

**相談ほっとLINE@東京**  
(東京都教育委員会)  
対象 都内国公立中・高生のみなさん  
開設期間 令和元年度 毎日  
相談時間 午後5時から  
午後10時  
(受付は午後9時30分まで)



東京都教育委員会 **こころ空構構千エック** **こころストリー**

簡単な質問に答えて、

心の状態をチェック

できるよ。いじめ相談

ホットラインに電話

相談できるよ。



みんなに考えて欲しい

8本のストーリーがあるよ。いじめを相談する

ことや、SNSについて

考えることができるよ。



家庭や学校が決めた

ルールを登録するこ

とができるよ。時々、

ルールについてのお

知らせがくるよ。

**小 金 井 市 教 育 相 談 所**  
月~土曜日 9:00~16:30  
電話 042-384-2508 042-384-2097

**ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室) 24時間対応**  
月曜日から金曜日まで (8:30~17:15) は、専門の担当者 (心理職及び警察官) が対応、夜間及び土日祝日は宿直の警察官が対応  
電話 03-3580-4970

**こころの電話相談室 (東京都立小児総合医療センター)**  
月~木 9:30~11:30、13:00~16:30 (祝日、年末年始を除く)  
電話 042-312-8119

**こころの電話相談** 平日 9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く。)  
**東京都立中部総合精神保健福祉センター**  
(港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区)  
電話 03-3302-7711

**東京都立精神保健福祉センター**  
(千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域)  
電話 03-3834-4102  
**東京都立多摩総合精神保健福祉センター**  
(多摩地域)  
電話 042-371-5560

## 児童・生徒を登校させる場合のチェックリスト

### <事前>

- 児童・生徒を分散して登校するようにしましたか。
- 登校する日時・場所・内容等を事前に連絡しましたか。
- 登校時に対応する教員の役割を明確にしましたか。
- 最大で2時間程度の活動時間になるよう、内容等を工夫したり、指示・連絡事項等を予め取りまとめたりしましたか。

### <当日に向けて>

- 児童・生徒が持参した「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」を確認しますか。
- 「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」を忘れた児童・生徒には、学校で検温を行いますか。
- 教室等では窓を開け、換気を行いますか。
- 大人数が狭い場所で過ごすことがないように、児童・生徒の座席等を工夫しますか。
- 咳エチケット、手洗い、マスクの着用等、学校で過ごすときの注意点を伝えますか。
- 健康観察も含め、登校した児童・生徒の様子をよく見るよう気を付けますか。
- 臨時休校中に何か問題等がなかったか、確認をしますか。
- 児童・生徒の相談先の紹介として、「いじめなど、困ったときの相談は・・・」の配布やスクールカウンセラー出勤日の連絡をしますか。

### <事後>

- 登校しなかった児童・生徒に対して内容を伝える等、必要に応じた配慮をしますか。
- 臨時登校時の児童・生徒の情報の集約、問題点の把握等の時間を設定しますか。

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法律〕

○新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律(四)

### 〔政令〕

○新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令(四五)

### 〔告示〕

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(内閣府・財務二)

## 本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律(法律第四号)(内閣官房)

1 新型コロナウイルス等の定義の改正に関する事項

新型コロナウイルス感染症について、暫定的に新型コロナウイルス等とみなす改正を行うこととした。(附則第一条の二関係)

2 その他

その他所要の改正を行うこととした。

3 この法律は、公布の日の翌日から施行するものとする。こととした。

◇新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令(政令第四五号)(内閣官房)

1 新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日は、令和二年一月三十一日とする。こととした。

2 この政令は、新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。こととした。

新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

## 法律

令和二年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 法律第四号

新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律

新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第一条の二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。第三項において同じ)については、新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第四号、同項において「改正法」という)の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日まで(第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令(告示を含む)の規定を適用する)。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき」新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下この項において「行動計画等」という)に定められていた新型コロナウイルス等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型コロナウイルス等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

### 附則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 三好 雅子

外務大臣 茂木 敏充

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

防衛大臣 河野 太郎

[ホーム](#)
[暮らし  
手続き](#)
[健康・医療  
福祉](#)
[子育て・教育](#)
[まちづくり  
環境](#)
[観光・文化  
スポーツ](#)
[産業  
しごと](#)
[市政情報](#)

[トップページ](#)
[いざという時のために](#)
[防災情報](#)
[緊急情報](#)  
[トップページ](#)
[健康・医療・福祉](#)
[保健・健康・医療](#)
[新型コロナウイルス感染症](#)
[お知らせ](#)  
[トップページ](#)
[健康・医療・福祉](#)
[保健・健康・医療](#)
[お知らせ](#)

## 調布市職員における新型コロナウイルスへの感染

いいね! 110 [ツイート](#)  
2020年3月15日 登録

令和2年3月15日(日曜日)、調布市に勤務する事務職員1名が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

当該職員は、海外渡航時に濃厚接触したものと推定され、帰国後は出勤せず、自宅待機(都内区部)していたことから、市民及び市職員への接触はありません。そのため、保健所からは職場の消毒等の必要はない旨の連絡を受けています。

今後、当該職員の入院後の経過を確認し、医療機関や保健所とも連携しながら適切な対応を図って参ります。

### 患者について

年代 20代  
性別 男性  
居住地 東京都区部  
所属 環境部(本庁舎以外)  
職種 一般事務(常勤)

### これまでの経過

2月28日(金曜日) イタリア共和国へ渡航  
3月7日(土曜日) イタリアから帰国  
3月8日(日曜日) 自宅待機  
3月9日(月曜日) 出勤せず自宅(都内区部)待機(以降、3月15日(日曜日)まで自宅待機)  
3月10日(火曜日) 軽い咳の症状あり  
3月13日(金曜日) 発熱(37.5度)したため、都内医療機関でPCR検査実施  
3月15日(日曜日) 検査結果が陽性と判明

### 今後の対応

3月16日(月曜日)から、感染症指定医療機関へ入院する予定

### 調布市長コメント

本日、3月15日(日曜日)、都内区部在住の調布市職員1名が新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

市民の皆様に向けて、できるだけ早く正しい情報をお伝えするとともに、あらためて冷静な対応と感染症拡大防止にご協力をお願いするために、本件を速やかに公表いたしました。

当該職員及びその配属職場に確認したところ、当該職員は2月28日(金曜日)から3月7日(土曜日)まで、海外渡航し、帰国後は自宅待機していたことから、市民の皆さんや他の職員への接触は全くありません。そ

### 早引きインデックス


[よくある質問](#)
[相談窓口](#)
[お気に入り](#)
[使い方](#)

登録されたページはありません。

★このページをお気に入りに追加

のため、保健所に確認したところ、職場の消毒等は必要ないとのことでした。  
今後、保健所では、職員やその家族等の健康状況について確認を行っていくこととなります。また、市としても、本件に関する保健所の検証作業等に全面的に協力して参ります。

## 人権尊重・個人情報保護について

患者本人・ご家族等の人権尊重・個人情報保護に特段のご理解とご配慮をお願いします。

## 新型コロナ受診相談

(旧帰国者・接触者電話相談)

1. 多摩府中保健所相談センター  
電話番号 042-362-2334  
受付時間 午前9時から午後5時まで(月曜日から金曜日まで、休祝日・年末年始を除く)
2. 都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター  
電話番号 03-5320-4592  
受付時間 平日午後5時から翌日午前9時まで、土曜日・日曜日・祭日は終日

### このページに関するお問い合わせ

(該当職員等に関すること)総務部人事課

電話番号：042-481-7352

ファクス番号：042-487-1144

[フォームによるお問い合わせ](#)

(健康に関すること)福祉健康部健康推進課

電話番号：042-441-6100

ファクス番号：042-441-6101

### このページに関するアンケート

このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった  どちらとも言えない  わかりにくかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった  どちらとも言えない  見つけにくかった

このページはどのようにしてたどり着きましたか？

トップページから順に  サイト内検索フォームから  その他検索サイトやSNSなどから

[送信する](#)

## 報道発表資料

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > [詳細](#)

## 府職員における新型コロナウイルス感染症患者の発生について

代表連絡先

総務部 人事局企画厚生課 健康管理グループ  
 ダイヤルイン番号:06-6910-6825  
 メールアドレス:jiniit-g11@sbox.pref.osaka.lg.jp

提供日	2020年3月15日
提供時間	12時0分
内容	<p>3月14日(土曜日)、大阪府職員1名について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されましたのでお知らせします。本件については、当該職員は既に兵庫県において発表されている患者10(3月14日発表)の者です。          なお、当該職員は、一般府民や他の職員と接触する機会がない職務に従事しています。</p> <p>1 年代 60歳代          2 性別 男性          3 居住地 兵庫県三田市          4 勤務地 大阪府庁大手前庁舎(大阪市)          5 職務概要 庁舎の設備機器の保守・管理を担当          6 経過、症状 3月2日(月曜日) 発熱、咳嗽(がいそう)、食欲不振          ※3月2日(月曜日)から3月11日(水曜日)まで出勤          3月12日(木曜日)発熱(38.0℃)、呼吸困難、医療機関A受診          3月13日(金曜日)解熱、医療機関B(帰国者接触者外来)受診          3月14日(土曜日)PCR検査陽性確定、入院先調整中(自宅待機)          7 行動歴 2月20日(木曜日)から2月29日(土曜日)までフィリピンへ渡航(公務外)          8 濃厚接触者 庁舎の設備機器の保守・管理を担当し、同じ執務室で勤務している他の職員(4名)が          濃厚接触者の可能性があるため、自宅待機を指示。          9 その他 上記濃厚接触者の可能性がある職員も含め、当該職員が在籍する所属で、現在、発熱等の異常を訴えている職員はありません。          当該職員が勤務していた執務室等については、本日中に消毒を完了する予定です。</p>
添付資料	兵庫県記者発表資料 (Pdfファイル、98KB)
資料提供ID	37734

[報道発表資料のトップへ](#)[ページの先頭へ](#)

## 郡民の皆様へお願い

- 発熱や咳など体調不良を感じたら、まずかかりつけ医に電話で、受診のタイミングや家庭での過ごし方等について相談してください。
- 受診の際は、マスク着用をお願いします。
- PCR検査は、肺炎など重症の方から実施されます。軽症の方には実施されない場合もあります。ご了承ください。
- 受診相談の目安は熱や咳が4日以上続く（基礎疾患を有する方は2日以上）場合です。上記を満たさない場合でも、心配な方は遠慮なくかかりつけ医にご相談ください。
- 一度受診したら、受診先を変えず一か所の医療機関に継続して受診してください。症状や診察所見の変化を的確にとらえることができません。

## かかりつけ医の皆様へお願い

かかりつけ医による受診相談をお願いします

- 基礎疾患のある高齢者等がかかりつけ医を持つ都民が発熱、咳など感染を心配する症状があるときは、まずかかりつけ医に電話で相談をし当該医療機関または専門外来を受診するようになしてください。
- 不安を感じて電話をされる方が多いと推測されますが、症状がないもしくは軽症の感冒症状と思われる場合は自宅での安静を指示し、重症化が懸念される（診察が必要と判断される）時は、自院への受診を指示してください。
- 電話相談受付時間及び通常外来とは別枠の診療時間を設定し、他の患者との診療時間及び動線を分けてください。
- 受診案内の進め方について広く都民に周知してください。